〇 内 閣 府令第

号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十

九号) 及び関係法令の規定に基づき、 労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信

部を改正する命令を次のように定める。

令和五年 月 日

の技術の利用に関する命令等の一

内閣総理大臣 岸田 文雄

厚生労働大臣 武見 敬三

労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術 \mathcal{O} 利用に関する命令等の

一部を改正する命令

(労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一 部

改正)

第一 条 労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面 の保存等における情報通信 の技術の利用 に関する命令

平成十七年内 閣 府令第三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

線を付した部分のように改める。

アイルにより保存する方法に備えられたファイル又は電磁	ンとこうをみなったでは、「富女力に表される事項をスキャナ(これに準ずる画像読ーニの法	。以下同じ。)をもって調製するファイルにアイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算	おなければならない。 号に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁 号に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁 の条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条各 第四条	(電磁的記録による保存) (電磁的記録による保存)	改 正 後
3 同上] (者等の使用に係 をもっ	文芸量で含まっていた。文文のででは、「富女の日本で記載する」という。 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読もって調製するファイルにより保存する方法でおくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)を	準ずる方法により一定の事項を確実に記ァイル又は磁気ディスク、シー・ディー的記録を民間事業者等の使用に係る電子	条 [同上]	(電磁的記録による保存)	改 正 前

	備考 表中の [] の記載は注記である。
2 [同上]	2 [略]
き事項を記録したものを交付する方法	き事項を記録したものを交付する方法
二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべ	二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべ
一 [同上]	一 [略]
	げる方法により行わなければならない。
	電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲
	各号に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る
第十一条 [同上]	第十一条 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、前条
(電磁的記録による交付等)	(電磁的記録による交付等)
って調製する方法により作成を行わなければならない。	って調製する方法により作成を行わなければならない。

(労働金庫法施行規則の一部改正)

第二条 労働金庫法施行規則 (昭和五十七年 労働省 令第一号) の一部を次のように改正する。

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

線を付した部分のように改める。

次の表により、

ロ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録しイ [略] ― 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するものる。	法をいう。以下同じ。)の種類及び内容は、次に掲げるものとすより示すべき電磁的方法(法第十三条第四項に規定する電磁的方第二条 労働金庫法施行令(昭和五十七年政令第四十六号。以下「《労働金庫法施行令に係る電磁的方法)	2 [略]	をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに情報を記録電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体よつては認識することができない方式で作られる記録であつて	二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に一 [略] 生労働省令で定めるものは、次に掲ける方法とする。	が合きにつうのと、てい場でのがまたでの。 の他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令る場合を含む。)に規定する電子情報処理組織を使用すいう。)第十三条第四項(法第二十四条第十一項におい	第一条 労働金軍去(召印二十乀丰去聿第二百二十七号。以下「去(電磁的方法)	改 正 後
ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報をイ [同上] 一 [同上]	第二条 [同上]	2 [同上]	情報を記録したものを交付する方法実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに	二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確一 [同上]	- [第一条 「司上」 (電磁的方法)	改正前

たものを交付する方法

略

(電磁的記録)

第三条 媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。 定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録 法第二十三条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で

(情報通信の技術を利用した提供)

第百五十二条の六 規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に 四条の四第三項、 第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十 用金融商品取引法第三十四条の三第十二項 のとする。 第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項 (準用金融商品取引法 次に掲げるも 準

略

したものを交付する方法 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録

> 確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイ ルに情報を記録したものを交付する方法

_ 同上

(電磁的記録

第三条 定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定 アイルに情報を記録したものとする。 の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するフ 法第二十三条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で

(情報通信の技術を利用した提供)

第百五十二条の六 同上

同上

法 法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をも つて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方 磁気ディスク シー・ ディー・ロムその他これらに準ずる方

[2・3 略]	[2・3 同上]
(情報通信の技術を利用した同意の取得)	(情報通信の技術を利用した同意の取得)
第百五十二条の七の三 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二	第百五十二条の七の三 [同上]
項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取	
引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)にお	
いて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定す	
る内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとす	
る。	
一 [略]	一 [同上]
二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに同意に関する事	二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方
項を記録したものを得る方法	法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をも
	つて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得
	る方法
[2・3 略]	[2・3 同上]
備考 表中の []の記載は注記である。	

(労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部改正)

第三条 労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令(平成六年大蔵省令第一号)の一部を次のよ

うに改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

線を付した部分のように改める。

類及び内容は、次に掲げるものとする。第三十一条(令第三条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種方法)(協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令に係る電磁的(協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令に係る電磁的	をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。るものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体第二十六条 法第二十二条第一項第三号に規定する主務省令で定め(電磁的記録)	(電磁的方法) (电磁的方法) (电面面面面面面面面面面面面面面面面面面面面面面面面面面面面面面面面面面面面	改正後
第三十一条 [同上] 方法) 方法) (協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令に係る電磁的	ルに情報を記録したものとする。 報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイ報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイッとのは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情第二十六条 法第二十二条第一項第三号に規定する主務省令で定め(電磁的記録)	2 [同上] 第二十五条 [同上] 第二十五条 [同上] 「電磁的方法)	改正前

表中の [] の記載は注記である。	[略] 一		たものを交付する方法	ロ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録し	イ [略]	次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの 一
	二 [同上]	ルに情報を記録したものを交付する方法	確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイ	ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を	イ [同上]	一 [同上]

この命令は、公布の日から施行する。

附

則